

平成29年第10回瑞浪市教育委員会定例会会議録

(要点筆記)

日 時 平成29年9月27日(水) 13時30分開会

場 所 瑞浪市保健センター3階大会議室

日程第1 前回会議録の承認

日程第2 本日の会議録署名委員の指名

日程第3 議 事

出席委員(5名)

教育長	平 林 道 博
1 番	加 藤 博 之
2 番	山 田 幸 男
3 番	五 嶋 久 年
4 番	柴 田 洋 子

説明のため出席した者の職、氏名

事務局長	奥 村 勝 彦
事務局次長兼	
学校教育課長兼	工 藤 仁 士
学校給食センター所長	
教育総務課長	酒 井 浩 二
社会教育課長	工 藤 将 哉
スポーツ文化課長	工 藤 嘉 高

職務のため出席した事務局職員

教育総務課長補佐	鈴 木 友 恵
----------	---------

教育長

13時30分、本日の委員会定例会の開会を宣言する。

—市民憲章朗誦—

日程第1、前回会議録の承認を行う。

平成29年第9回教育委員会定例会の会議録の承認は、1番加藤博之委員と2番山田幸男委員が承認の署名を行う。

—署名—

教育長

日程第2、本日の会議録署名委員の指名を行う。

本日の会議録署名委員は、教育長において、3番五嶋久年委員と4番柴田洋子委員の2名を指名する。

教育長

日程第3、「教育長諸般の報告」に移る。

教育長

運動会、体育祭については、台風により延期した学校もあったが、全校が無事に終えた。子どもたちが教師に頼らず、それぞれの役割を一生懸命に担っている姿が印象的であった。

科学作品、発明くふう展、読書感想文、食器デザインコンクールなどの表彰式に出席した。どれも子どもらしい豊かなアイデアがあふれた力作ぞろいであった。

教育長訪問では、委員の参加をいただき感謝している。瑞浪北中学校に関係する学校への訪問が多く、各校には美しいフィナーレを迎えるために力を尽くしてほしいということ、また北中学校の土台作りに気概をもって取り組んでほしいということを伝えた。

北中学校は普通学級が11クラス、350人程度の生徒数となる予定である。どうしても大多数を占める土岐小学校、瑞陵中学校のカラーが強くなりがちである。小規模校の生徒には、大規模校の生徒の中に埋没しない、しっかりとした子どもに育てる指導が、大規模校の生徒には、小規模校からの生徒に心配りができるような子どもに育てる指導が必要だと考えている。

各委員

質問等なし。

教育長

日程第4、「議第42号 平成29年度瑞浪市教育功労者の選定について」を議題とする。本案について事務局から説明を求める。

教育総務課長

【議案資料より説明】

教育長

事務局から提案説明があったが、質疑はないか。

五嶋委員

ソフトテニス大会ダブルスの部の入賞者について、ペアの児童は推薦されていないがよろしいか。

教育総務課長	市民ではないため推薦されていないが、住所地で既に表彰されている。
教育長	他に質疑はあるか。
各委員	質疑なし。
教育長	それでは、質疑を終結し採決を行う。「議第42号 平成29年度瑞浪市教育功労者の選定について」を原案のとおり承認することに異議はないか。
各委員	異議なし。
教育長	異議ないものと認める。よって「議第42号」は原案のとおり決する。なお、11月9日午前11時から表彰式を行うので、参加願う。
教育長	つづいて「議第43号 瑞浪市教育委員会指定管理者選定委員会規則の制定について」を議題とする。本案について事務局から説明を求める。
教育総務課長	「議第43号 瑞浪市教育委員会指定管理者選定委員会規則の制定について」及び「議第44号 瑞浪市教育委員会指定管理者候補者選定委員会設置要綱を廃止する教育委員会訓令の制定について」は、関連議案であるため、一括審議を求める。
教育長	一括審議としてよろしいか。
各委員	異議なし。
教育長	異議ないものと認める。よって「議第43号 瑞浪市教育委員会指定管理者選定委員会規則の制定について」及び「議第44号 瑞浪市教育委員会指定管理者候補者選定委員会設置要綱を廃止する教育委員会訓令の制定について」の2議案について事務局から説明を求める。
	【議案資料より説明】
教育長	事務局から提案説明があったが、質疑はないか。
教育長	附属機関設置条例ができたため、規則の整備を行ったということによろしいか。
教育総務課長	よい。
教育長	教育委員会が所管する施設等は複数あるが、指定管理を検討する際は、施設ごとに委員会を設置する必要があるのか。

事務局長	施設をどのように管理していくのかによる。例えば、複数の施設を一括管理させる場合には、委員会は一つ設置すればよい。議案中、「瑞浪市教育委員会指定管理者選定委員会規則」の第2条第1項を参照いただきたい。
教育長	現在、教育委員会及び市の施設の内、指定管理を行っているのはどのようなものがあるか。
事務局長	教育委員会では、各地区公民館、市民図書館、自然ふれあい館である。市は、社会福祉協議会、大湫町の旧森川訓行家住宅などである。
五嶋委員	利用者の代表と公募による者はそれぞれ2人以内とあるが、ゼロでもよいか。
教育長	規則の趣旨から考えて1人は確保すべきだろう。
社会教育課長	図書館の場合は、一人は確保した。
五嶋委員	「利用者の代表」とは、代表権を持つ人という意味ではなく、広く一般的に利用する人と考えてよいか。
教育総務課長	よい。
加藤委員	これまでに委員会を設けたことはあるか。
社会教育課長	これまで地区公民館、市民図書館の指定管理者は非公募であったため、設けたことがないが、今年度、初めて市民図書館指定管理者選定委員会を設置した。
加藤委員	今後はどのようなか。
社会教育課長	公募が原則だが、各施設の状況により判断が必要だ。図書館は全国的な流れにより、公募した。地区公民館については、指定管理者のなり手があるかという懸念がある。
事務局長	収益が見込まれる施設であれば、公募しても応募があるかもしれないが、本市の場合は厳しいのではないか。
教育長	今後、指定管理の検討を必要とする施設はあるか。
スポーツ文化課長	文化施設と市民体育館がある。
社会教育課長	中央公民館がある。

教育長

他に質疑はあるか。

各委員

質疑なし。

教育長

それでは、質疑を終結し採決を行う。「議第43号 瑞浪市教育委員会指定管理者選定委員会規則の制定について」及び「議第44号 瑞浪市教育委員会指定管理者候補者選定委員会設置要綱を廃止する教育委員会訓令の制定について」の2議案を原案のとおり承認することに異議はないか。

各委員

異議なし。

教育長

異議ないものと認める。よって「議第43号」及び「議第44号」は原案のとおり決する。

教育長

以上で本日の日程が終了したので、平成29年第10回瑞浪市教育委員会定例会を閉会する。

14時04分 終了